

令和元年第2回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第53号	専決処分の承認を求めることについて(三豊市税条例等の一部改正)	1
議案第54号	専決処分の承認を求めることについて(三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正)	11
議案第55号	令和元年度三豊市一般会計補正予算(第1号)	14
議案第56号	令和元年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	15
議案第57号	令和元年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	16
議案第58号	令和元年度三豊市病院事業会計補正予算(第1号)	17
議案第59号	三豊市税条例の一部改正について	18
議案第60号	三豊市介護保険条例の一部改正について	26
議案第61号	財産の取得について(三豊市情報システム機器)	28
議案第62号	財産の取得について(三豊市学校ICT機器電子黒板・プリンター等)	29
議案第63号	財産の取得について(三豊市学校ICT機器無線アクセスポイント等)	30

議案第 5 3 号

専決処分の承認を求めることについて（三豊市税条例等の一部改正）

三豊市税条例等の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

次に掲げる条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

平成31年3月29日

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 22 号

三豊市税条例等の一部を改正する条例

(三豊市税条例の一部改正)

第 1 条 三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「においては、法第 314 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 1 項」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「は、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項）を「、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項）に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 7 条の 4 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 1 項第 2 号」に改める。

附則第 9 条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第 9 条の 2 中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 10 条の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 28 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 29 項第 1 号」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号」に、「3 分の 2」を「、3 分の 2」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 29 項第 2 号」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号」に改め、

同条第7項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に、「4分の3」を「、4分の3」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に、「4分の3」を「、4分の3」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第21項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第22項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第23項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に、「0（生産性）」を「、0（生産性）」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則

第 1 2 条第 2 3 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 1 2 条第 2 2 項」を「附則第 1 2 条第 2 4 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 1 2 条第 1 7 項」を「附則第 1 2 条第 1 9 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法附則第 1 5 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 3 1 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 1 2 条第 1 6 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第 1 6 条第 1 項中「法附則第 3 0 条第 1 項」を「平成 1 8 年 3 月 3 1 日までに初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 3 0 条第 1 項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 1 4 年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成 3 1 年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第 3 0 条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3, 9 0 0 円	1, 0 0 0 円
	6, 9 0 0 円	1, 8 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円
	3, 8 0 0 円	1, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円

附則第 1 6 条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 3 0 条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 3 0 条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「以

上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第３項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第２号ア	３，９００円	２，０００円
	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

附則第１６条第６項を同条第３項とし、同条第７項中「附則第３０条第８項第１号及び第２号」を「附則第３０条第４項第１号及び第２号」に、「第４項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第２号ア	３，９００円	３，０００円
	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

附則第１６条第７項を同条第４項とする。

附則第１６条の２第１項中「第７項」を「第４項」に改める。

（三豊市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 三豊市税条例等の一部を改正する条例（平成２８年三豊市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第１条の２のうち、三豊市税条例第８２条第２号アの改正規定中

「（ウ）４輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 ６，９００円

自家用 年額 １０，８００円

b 貨物用のもの

営業用 年額 ３，８００円

自家用 年額 ５，０００円 」

を

「(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6, 900円

自家用 年額 10, 800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3, 800円

自家用 年額 5, 000円 」

に改め、同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、同条第2項から第7項までを削る改正規定中「第7項」を「第4項に改め、同条例附則第16条の2の改正規定を次のように改める。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

第3条 三豊市税条例等の一部を改正する条例（平成30年三豊市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、三豊市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができ

ると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前３項の規定は、適用しない。法人税法第７５条の４第２項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第１０項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

１４ 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の１５日前までに、これを市長に提出しなければならない。

１５ 第１３項の規定の適用を受けている内国法人は、第１０項の申告につき第１３項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

１６ 第１３項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第３２１条の８第５１項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第１３項前段の期間内に行う第１０項の申告については、第１３項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

１７ 第１３項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第１５項の届出書の提出又は法人税法第７５条の４第３項若しくは第６項（同法第８１条の２４の３第２項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第１３項後段の期間内に行う第１０項の申告については、第１３項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第１条第５号中「３項を」を「８項を」に改める。

附則第２条第３項中「第１２項」を「第１７項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中三豊市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の三豊市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7 第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は三豊市税条例等の一部を改正する条例（平成31年三豊市条例第22号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の三豊市税条例附則第9条第3項の規定による同

		条第 1 項に規定する申告特例通知書の 送付
--	--	---------------------------

- 4 新条例附則第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第 3 1 4 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 3 1 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 3 0 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 3 1 年度分の軽自動車税について適用し、平成 3 0 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 5 4 号

専決処分の承認を求めることについて（三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正）

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

次に掲げる条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（別紙）

平成31年4月15日

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 23 号

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

三豊市市営住宅設置及び管理条例（平成18年三豊市条例第202号）の一部を次のように改正する。

別表 4 更新住宅 仁尾地区の表に次のように加える。

仁尾浜団地	平成30年度	仁尾町仁尾辛41番地6 外	耐火構造 二階建	5	
仁尾浜団地	平成30年度	仁尾町仁尾辛41番地6 外	耐火構造 平屋建	2	

附 則

この条例は、平成31年4月15日から施行する。

議案第 5 5 号

令和元年度三豊市一般会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 6 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 5 6 号

令和元年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 6 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 5 7 号

令和元年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 6 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 5 8 号

令和元年度三豊市病院事業会計補正予算（第 1 号）

令和元年度三豊市病院事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 6 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 59 号

三豊市税条例の一部改正について

三豊市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市税条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第8項」を「同条

第9項」に、「第9項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10

月 1 日から令和 2 年 9 月 3 0 日までの間（附則第 1 5 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 8 0 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第 1 5 条の 2 の 2 の次に次の 1 条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）

第 1 5 条の 2 の 3 市長は、当分の間、第 8 1 条の 2 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第 1 5 条の 6 に次の 1 項を加える。

- 3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 8 1 条の 4（第 2 号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「1 0 0 分の 2」とあるのは、「1 0 0 分の 1」とする。

附則第 1 6 条中「附則第 3 0 条」を「附則第 3 0 条第 1 項」に改め、「指定」の次に「（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の 3 項を加える。

- 2 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3, 9 0 0 円	1, 0 0 0 円
第 2 号ア(ウ) a	6, 9 0 0 円	1, 8 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円
第 2 号ア(ウ) b	3, 8 0 0 円	1, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円

- 3 法附則第 3 0 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自

動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車が該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第

30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 三豊市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日

(2) 第1条中三豊市税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日

(3) 第2条中三豊市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の三豊市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき三豊市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の三豊市税条例第24条第1

項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の三豊市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の三豊市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 6 0 号

三豊市介護保険条例の一部改正について

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例

三豊市介護保険条例（平成18年三豊市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度から令和2年度まで」に、「3万2,400円」を「2万7,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、4万5,000円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、5万2,200円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の三豊市介護保険条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三豊市介護保険条例第2条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 6 1 号

財産の取得について（三豊市情報システム機器）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 動産
- 2 取得する財産 三豊市情報システム機器
- 3 内 訳

動 産	数 量
一般業務用モバイルパソコン	1 5 0 台
学校校務用ノートパソコン	2 5 5 台
静脈認証センサー付きマウス	1 2 5 個
パソコン用液晶モニター	1 5 0 台
ミーティング用モニター	1 3 台
ネットワークスイッチ	4 3 台
プリンター	1 5 台
その他機器及び関連ソフトウェア	一式

- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 取得価格 1 1 4 , 4 8 0 , 0 0 0 円
- 6 契約の相手方 香川県観音寺市柞田町丁 9 3 番地 3 4
株式会社四電工 観音寺営業所
所長 溝渕 成也

令和元年 6 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 2 号

財産の取得について（三豊市学校 I C T 機器電子黒板・プリンター等）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 財 産 の 種 類 動 産
- 2 取得する財産 三豊市学校 I C T 機器電子黒板・プリンター等
- 3 内 訳

動 産	数 量
電子黒板	7 8 台
プリンター	2 3 台
プロジェクター	3 台
簡易実物投影機	5 台

- 4 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 5 取 得 価 格 4 0 , 5 5 4 , 0 0 0 円
- 6 契約の相手方 香川県高松市昭和町 1 丁目 1 番 2 6 号
四国通建株式会社 高松支店
支店長 藤田 一司

令和元年 6 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 3 号

財産の取得について（三豊市学校 I C T 機器無線アクセスポイント等）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 財 産 の 種 類 動 産
- 2 取得する財産 三豊市学校 I C T 機器無線アクセスポイント等
- 3 内 訳

動 産	数 量
無線アクセスポイント	1 9 2 台
8 ポートハブ	2 2 台
1 6 ポートハブ	1 8 台

- 4 契 約 の 方 法 随意契約
- 5 取 得 価 格 2 5 , 5 9 6 , 0 0 0 円
- 6 契約の相手方 香川県観音寺市柞田町丁 9 3 番地 3 4
株式会社四電工 観音寺営業所
所長 溝 渕 成 也

令和元年 6 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史